

## 意見書案第4号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度  
の確立を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年12月16日

|     |          |        |
|-----|----------|--------|
| 提出者 | 海老名市議会議員 | 相原志穂   |
| 賛成者 | 同        | 佐々木弘   |
| 同   | 同        | 松本正幸   |
| 同   | 同        | 田中ひろこ  |
| 同   | 同        | 吉田みな子  |
| 同   | 同        | つつ木みゆき |
| 同   | 同        | 三宅紀昭   |
| 同   | 同        | たち登志子  |
| 同   | 同        | 黒田ミホ   |

## 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度 の確立を求める意見書

令和３年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で２４万４９４０人と２０万人を超え、９年連続で増加しており、神奈川県内でも約１万７千人が不登校と、依然高水準で推移している。また不登校の定義となっている年間３０日以上登校していないが、その理由が不登校ではなく、病気や新型コロナウイルス感染回避によるものなどの長期欠席児童生徒も年々増加している。それらの児童生徒の中にも潜在的な不登校児童生徒も存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設に居場所を見つける子どもたちも増えているが、利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月額３万３千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、通う民間施設が身近にない場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も考慮されなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、国に対して、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、下記の事項について強く要請する。

### 記

- １ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- ２ いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営に対し、補助金等、経済的支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

海老名市議会議長

宇田川 希